

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

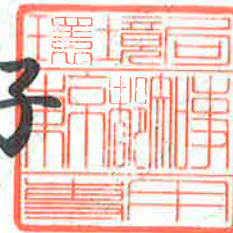
氏名 株式会社伸榮産業  
代表取締役 黒寄 篤幸

複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 2月10日

許可の有効年月日 平成35年 2月 9日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分  
処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 破砕 : 廃プラスチック類（廃乾電池、廃蛍光ランプを除く）、紙くず、木くず、  
繊維くず、ゴムくず、金属くず（廃乾電池、廃蛍光ランプを除く）、  
ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃石膏ボード、廃蛍光ランプを除く）  
(以上7種類)イ 圧縮固化 : 廃プラスチック類（廃乾電池、廃蛍光ランプを除く）、紙くず、木くず、  
繊維くず、ゴムくず  
(以上5種類)

## 2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

## 3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時30分から17時30分までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

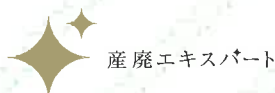
## 4 許可の更新・変更の状況

平成15年 2月10日 新規許可

平成30年 2月10日 更新許可 第3回

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



認定番号:4-17-C0052



東京都

(裏面)

## 2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区東糞谷五丁目8番14号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類 (廃乾電池、廃蛍光 ランプを除く)	4.60 (t/日)	11.1 (t/日)	平成18年12月3日	-----	-----
	紙くず	6.44 (t/日)				
	木くず	4.86 (t/日)				
	繊維くず	7.06 (t/日)				
	ゴムくず	8.41 (t/日)				
	金属くず (廃乾電池、廃蛍光 ランプを除く)	14.5 (t/日)				
ガラス・コンクリー ト・陶磁器くず (廃石膏ボード、廃蛍 光ランプを除く)	10.6 (t/日)	4.71 (t/日)	平成18年6月15日	-----	-----	
廃プラスチック類 (廃乾電池、廃蛍光 ランプを除く)	-----					
紙くず	-----					
木くず	-----					
繊維くず	-----					
ゴムくず	-----					

(以下余白)